

日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に対するご意見及び回答の一覧

番号	章	意見内容	意見に対する市の考え方
1	第1章	1-1について、地球温暖化は様々な要因によるものであるため、「…大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、…」と断定すべきでない。	ご指摘のとおり、地球温暖化の原因については太陽放射によるもの等、他の要因もあるため、全てが人為起源のものではありませんが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書によれば、1750年以降の人間活動の結果、世界の二酸化炭素の大気中の濃度が増加しているとされ、また、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。今回ご指摘いただいた箇所については、IPCCの第4次評価報告書によるものと出典を明記した上で、文章を修正させていただきます。
2	第1章	1-2について、メタンガスの主な削減対策が埋立量の削減とあるが、メタンガスエネルギー利用にも削減対策に記載すべきではないか。	ご指摘いただいた項目については、温暖化ガスを削減する対策を記載しています。「埋立量の削減など」との記述を、国の地球温暖化対策推進大綱にある「ごみの直接埋め立ての縮減、ほ場の管理の改善、家畜の飼養管理技術の確立等」に修正します。
3	第1章	1-2において、HFCsやSF6について、主な削減対策が「破壊の推進」とあるが分からりづらい。	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」では、フロン類の分解に対して「破壊」という用語が用いられているため、用語をそのまま使用しています。
4	第7章	第7章にあるアンケート項目中「①リサイクル活動」による削減項目はあるが、リデュースやリユースもアンケートに入れるべきではないか。	省エネ行動に関するアンケートの項目については、日常生活で取り組むことのできる省エネ行動として、財団法人省エネルギーセンターの発行する「家庭の省エネ大事典」を基に作成したものです。

番号	章	意見内容	意見に対する市の考え方
5	第7章	第7章にあるアンケート項目中、「②省エネ行動」による削減項目には、ノーエアコンもあるとよかったのではないか。	省エネ行動に関するアンケートの項目については、日常生活で取り組むことのできる省エネ行動として、財団法人省エネルギーセンターの発行する「家庭の省エネ大事典」を基に作成したものです。
6	第7章	第7章にあるアンケート項目中、「③省エネ機器買替」は、機器を買い換えるときにはとか、新規購入時には、という前提が必要ではないか。	アンケートの項目については、買い替えにより温室効果ガスの削減が見込まれる機器を調査したもので、個別の買い替え時期をお尋ねしたものです。 なお、家庭電化製品等は省エネ技術の向上により、温室効果ガスの削減効果が期待できると同時に、買替時に発生する廃棄物の増加が懸念されています。そのために家電リサイクル法により適切なりサイクルの実施など循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。
7	第7章	第7章の「(4)市民によるリサイクル活動による一般廃棄物(ごみ)削減」において、「買い物にはマイバッグ等を持参する」はリデュースのため、この項目の表記にはリサイクルだけでなくリデュースなども付記するべきではないか。	表7-1-8のリサイクル活動の項目の内、マイバッグについてはリデュースでありますので、関連するすべての記述にリサイクル活動等とします。
8	第8章	第8章において、フロンについては現在でもカーエアコンを始めとして多くの機器で使用されているため、フロンに対する知識の普及も施策に含めるべきではないか。	本市の温室効果ガスの排出量の算定にはフロンガスは含めていませんが、重点施策における具体的施策内容の中に「ノンフロン化の推進」を記載しています。

番号	章	意見内容	意見に対する市の考え方
9	第8章	第8章において、「こどもエコクラブの支援を行う」とあるが、こどもエコクラブは事業仕分けされていたと思うが、計画の指標としてよいのか。	平成23年11月16日に行われた行政刷新会議において、環境省のこどもエコクラブ事業は、「国の事業として廃止」の判定を受けたところですが、今後は財団法人日本環境協会が平成23年度から事業を引き継ぎ実施することとなっています。市としては今後も環境学習の機会創出や環境まちづくりへの子どもの参加を勧めるために、引き続き「にっしんこどもエコクラブ」事業を続けていきたいと考えているため、指標に盛り込んでいます。
10	第9章	第9章の策定委員会の名簿に「市長が認める者」とあるが、これはどういったものか。	日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会の委員構成は、国の地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の4にある地方公共団体実行計画協議会の条文を基に、必要な委員を要綱で定めたものです。同法では協議会を構成する者として「1 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等、2 関係行政機関、関係地方公共団体、第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者、3 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者」とあり、本市の協議会の構成員についても、これに準じた者としています。